

いなチャレ人材バンク登録者  
募集要項

稲美町教育委員会

## 1 目的

いなチャレ地域クラブ活動における指導の担い手の確保を図るため、スポーツや文化芸術活動の実技に精通し、安全な指導ができる人材及び地域クラブ活動の運営を支援する人材（以下「指導者・支援者」という）を登録する「いなチャレ人材バンク」（以下「人材バンク」という）を設置し、その登録者を募集します。

## 2 人材バンクの概要

地域クラブでは、指導者・支援者の確保が大きな課題となっており、子どもたちが活動に参加できる機会を確保し円滑な運営を図るため、教育委員会は人材バンクの登録者と地域クラブとのマッチングを行います。

登録者には指導や支援ができる種目・活動や指導可能時間などを登録いただき、教育委員会は地域クラブなどへ情報提供します。

## 3 登録要件

次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。

- (1)登録を申請する年度の4月1日において18歳以上であること(ただし、中等教育学校、高等学校又は高等専門学校第1学年から第3学年までに在学していないこと)
- (2)スポーツや文化芸術活動への関心及び指導意欲を有し、いなチャレでの指導などが可能であること
- (3)過去指導などにおいて、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事由のないこと
- (4)地方公務員法第16条及び稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例第2条に該当しないこと(※注)

## 4 指導者・支援者の業務内容

指導者・支援者の業務は所属する地域クラブとの間で決められますが、主に次のような業務を行うことが想定されます。

- (1)活動の技術指導
- (2)練習方法の助言やアドバイス
- (3)大会・練習試合などへの引率及び指導
- (4)用具・施設の点検・管理
- (5)保護者等への連絡
- (6)事故が発生した場合の現場対応
- (7)研修等への参加

## 5 指導者・支援者への報酬

指導者・支援者への報酬については、各地域クラブにおいて定めます。

## 6 登録期間

1年間(登録した日が属する年度の3月31日まで)とします。

※年度末には、継続の意思確認を行います。

## 7 登録申請方法

町ホームページの「オンライン申請システムから」登録してください。

「11 申請・問い合わせ先」まで連絡いただければ、申請書類を郵送します。



## 8 申請後の流れ

No.	申請に関する項目
1	登録を申請
2	教育委員会で審査
3	指導者・支援者として登録
4	ホームページに登録番号、性別、年齢、指導条件、指導種目・活動、所有資格を公表
5	地域クラブ等から教育委員会に登録者への協議の申出
6	当該登録者に教育委員会から協議の受諾の確認
7	受諾の場合は双方に連絡先を伝達
8	協議が成立した場合、指導者・支援者として活動

## 9 申請期間

令和8年7月1日以降、随時受け付けます。

## 10 その他

(1)提出された申請書類は、返却しません。

(2)申請により取得した個人情報、人材バンクに係る事務のみに使用します。

(3)次に掲げる場合は、登録を取り消すことがあります。

ア 登録者から登録の取り消し届の提出があった場合

イ 登録継続の意思確認に応じない場合

ウ そのほか、教育委員会が登録者として不適格と認めた場合

(4)人材バンクへの登録は、指導者・支援者としての活動を保証するものではありません。

## 11 申請・問い合わせ先

### 【問い合わせ先】

〒675-1115

兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町役場 新館2階

稲美町教育委員会

教育政策部 生涯学習課 水野、塩山

TEL:079-492-2340

FAX:079-492-2345

E-mail:syougaiyakusyu@town.hyogo-inami.lg.jp

(※注)

【地方公務員法第16条】

(欠格条件)

第16条

次の各号のいずれかに該当するものは、条例で定める場合を除くほか、職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

【稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例】

第2条

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 関係機関等

法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。